

美祿市地域クラブ活動に関する推進指針



令和6年3月
(令和8年3月改訂)
美祿市教育委員会

目次

1	はじめに	… 1
2	部活動改革の基本的な考え方・方向性	… 3
	(1) 改革の理念	
	(2) 改革の方向性	
3	地域クラブ活動の在り方	… 4
	(1) 活動の目的	
	(2) 活動時間・休養日の設定	
4	地域クラブ活動に関する認定制度の概要	… 6
	(1) 趣旨	
	(2) 市教育委員会が認定する地域クラブ活動の要件	
5	地域展開の円滑な推進	… 7
	(1) 推進体制の整備	
	(2) 指導者の確保・育成	
	(3) 活動の見守り	
	(4) 管理責任	
	(5) 学校との連携	
	(6) 活動場所の確保	
	(7) 活動道具等の整備	
	(8) 活動場所等への移動手段の確保	
	(9) 生徒の安全・安心の確保	
	(10) 障害のある生徒の活動機会の確保	

- (11) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等
- (12) 兼職兼業
- (13) スケジュール
- (14) 相談体制

1 はじめに

少子化の進展による生徒数の減少に伴い、学校単体での部活動が成り立たなくなり、結果として生徒にとって、選択できる部活動が少なくなっていた。そこで、学校の枠にとらわれることなく、より多くの選択肢が生まれることを目的とし、また、教員の働き方改革を推進することを目的とし、学校部活動の地域クラブ活動への段階的な移行を推進してきた。

令和4年度的美東中学校での先行実施を足がかりに、令和5年度から令和7年度までの3年間を本市における改革推進期間として、学校部活動から地域クラブ活動への移行を進めてきた。この結果、令和6年度の1学期末までには、休日の学校部活動の地域移行を実現することができた。また、平日の学校部活動については、地域クラブの活動体制が整備できた種目から地域移行が実現している。

こうした中、国は令和7年12月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインには、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示されている。

そこで、本市においても、国や県の方針に沿いながら、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実するため、令和6年3月に策定した「美祢市地域クラブ活動に関する推進指針」を改訂する。

本指針を踏まえ、これまで学校の管理下で行われてきた学校部活動を地域、学

校及び家庭との連携・協働の下、地域展開を進めていくものとする。

この改革を通じて、生徒の活動機会のみならず、多世代の交流による地域社会の活性化や人々のウェルビーイングの向上に寄与することを目指していく。

2 部活動改革の基本的な考え方・方向性

(1) 改革の理念

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しみ、楽しむ機会を確保・充実するため、また、教員の働き方改革を図るために部活動改革を推進する。

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するとともに、居場所の一つとなるような環境づくりを進める。

また、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて、多様な世代とともに、多種多様な活動に参加できる環境を整備する。

(2) 改革の方向性

ア 基本の方針

市教育委員会が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、また、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に部活動の地域展開を進める。

イ 改革期間及び取組方針（休日・平日）

令和8年度末をもって、学校部活動を終了させ、令和9年度から平日を含む全ての活動を地域クラブ活動とすることを目指す。

3 地域クラブ活動の在り方

(1) 活動の目的

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する。

また、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力を育てることを目的とする。

地域クラブ活動は、学校部活動と同様に、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものとする。

(2) 活動時間・休養日の設定

地域クラブ活動は、生徒の心身の成長に配慮して、健康的な生活が送れるよう、活動時間・休養日等について、以下を基準とする。その際、同一種目について学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、地域クラブと学校を中心とした関係者が連携し、次のとおり調整を図る。

ア 活動時間

(ア) 1週間当たりの活動時間は、平日は2時間程度を2日、休日(土曜日)

は3時間程度を1日とした合計7時間程度を基本とし、可能な限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動とすること。ただし、大会等(遠征、練習試合を含む。)に参加する場合等、これによりがたいときは、1週間当たり11時間程度を上限に活動時間を増やすことができる。

- (イ) 活動時間の設定に当たっては、生徒の健康・安全を最優先に考えるものとする。

イ 休養日等の設定

- (ア) 1週間当たりの活動時間が11時間の範囲内に収まり、かつ、1週間あたり2日以上休養日が設定されていれば、土曜日及び日曜日を連続して活動することができる。
- (イ) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるものとする。

ウ 適切な会費の設定

地域クラブ活動の実施主体は、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

4 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、市教育委員会が示す認定要件及び認定手続等に基づき、認定を行う。

(2) 市教育委員会が認定する地域クラブ活動の要件

市教育委員会が示す地域クラブの活動の認定要件は、次に掲げるとおりとし、その他詳細については別に定める。

ア 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

イ 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

ウ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費が設定されていること。

エ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

オ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

カ 適切な運営体制が確保されていること。

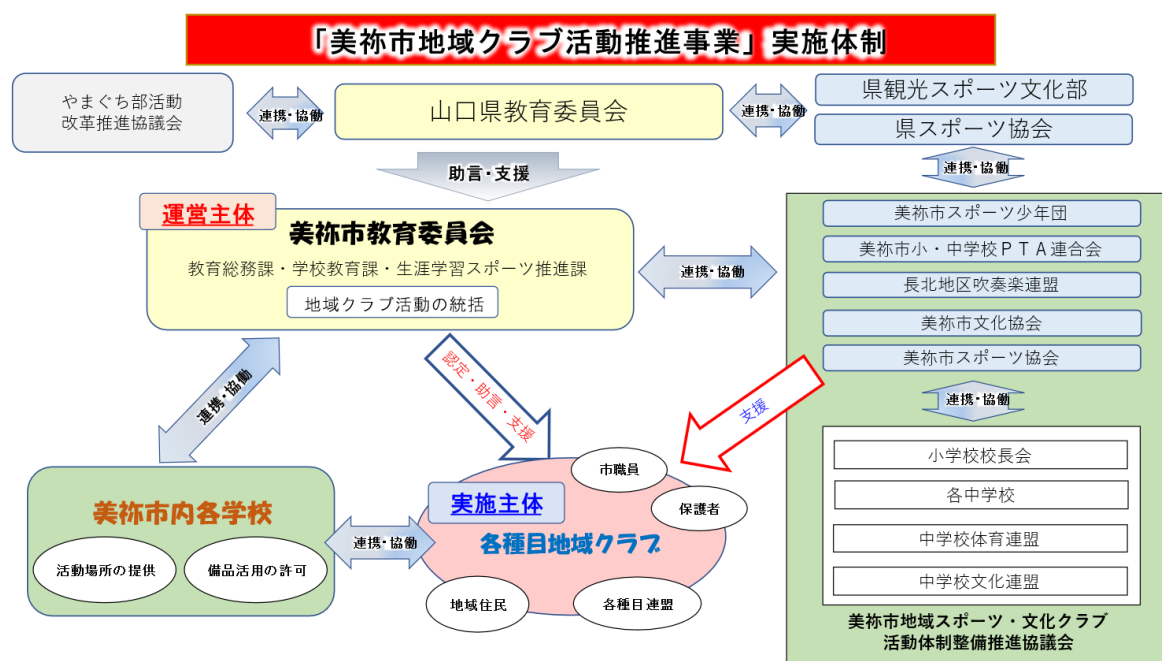
キ 学校等との連携が適切に行われていること。

5 地域展開の円滑な推進

(1) 推進体制の整備

子どもたちが、地域の中で自分の興味に応じてスポーツ及び文化芸術活動を楽しむ環境を整備するため、小学校校長会、各中学校、中学校体育連盟、中学校文化連盟、小中学校PTA連合会、スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団、長北地区吹奏楽連盟の各代表で構成する美祢市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備推進協議会において、中学生の望ましい持続可能なスポーツ・文化クラブ活動の在り方及びその支援体制について協議を行う。もって、関係者間の共通認識を図り、緊密な連携の下、地域展開を推進する。

イメージ図



(2) 指導者の確保・育成

市教育委員会は、競技団体や小・中学校の校長が推薦する者、部活動指導員、退職教職員、小・中学校教職員、市職員、企業関係者、地域住民、保護者など、多様な人材のうち、次のいずれにも該当する者の中から指導者の確保に努める。

ア 中央競技団体や文化芸術団体等、または、学校部活動に関わる各分野の
関係団体等が作成する指導手引を活用して指導することができ、専門性や
資質・能力を有すること。

イ 生徒の個性や得意分野を尊重し、資質向上に取り組み、日頃から必要な
知識や技術の習得に努めていること。

ウ 体罰、ハラスメント、いじめ等の行為は、許されない事であることを理解
し、自らこうした行為を行わないとともに、参加者同士のこうした行為も
許さないこと。

(3) 活動の見守り

平日において、地域クラブ活動の一環として各学校単位で行われる生徒主体
の練習については、必ず地域・保護者等大人の見守りの下、行われるものとす
る。

(4) 管理責任

地域クラブ活動において、事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制
度・保険の取扱いについては、下表のとおりとし、指導者、保護者、生徒、中
学校等との共通認識を図る。

(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所
①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	(公立施設等)の施設・ 設備の瑕疵に起因する事 故等
美祢市 【国家賠償法1条】	・美祢市 ・指導者（故意又は重過失の 場合には美祢市から求償） 【国家賠償法1条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「ス ポーツ安全保険」など	美祢市 【国家賠償法2条】

(5) 学校との連携

地域展開した地域クラブと中学校は、地域クラブ活動の活動方針や活動状況、スケジュール、学校行事等について情報共有等を積極的に行うこととする。

市教育委員会は、情報共有のハブとしての機能を担い、連絡アプリ等を活用し円滑な情報共有を支援する。

地域クラブ活動と学校部活動等が併存している種目については、指導の一貫性を確保する観点から、年度当初に地域クラブ活動の指導者と学校部活動の顧問等の教員が共通理解を図るための機会を設ける。

(6) 活動場所の確保

ア 市教育委員会は、中学校施設を始め、小学校施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が保有する施設など、地域内の多様な資源を柔軟に活用し、生徒が継続して活動できる場を十分に確保するとともに、認定した地域クラブ活動に対する優先利用など、活動を支える環境づくりを推進する。

イ 学校は、学校施設を学校教育に支障のない限りにおいて、地域クラブ活動で優先的に活用できるように努めるものとする。

(7) 活動備品等の整備

学校は、学校施設における備品等において、学校教育に支障のない限りにおいて、地域クラブ活動で優先的に活用できるように努めるものとする。

(8) 活動場所等への移動手段の確保

市教育委員会は、学校部活動から地域展開した地域クラブ活動に参加する生徒について、次の移動を対象にスクールバス等を活用した支援を行う。また、

コミュニティバスを無料化（みねドンパスの配布）し、生徒の地域クラブ活動場所への移動を支援する。

ア 遠距離通学等により通学の支援を行なっている生徒の登下校（土曜日のみ）

イ 各学校から活動場所への移動（土曜日のみ）

ウ 中学校体育連盟及び吹奏楽連盟主催、共催の公式大会やコンクールへの参加

(9) 生徒の安全・安心の確保

市教育委員会は、地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心して活動することができるよう次に掲げる取組を行う。

ア 生徒や指導者にけがや事故が生じても適切な補償が受けられるよう、スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」への加入手続を行い、安全な活動環境を整備する。この場合において、当面の間、当該保険料は市が負担する。

イ 事故や暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止するため、指導者等へのコーチング研修等を行う。

ウ 地域クラブ活動における、けがの予防やけがをした時の対応等、専門家による研修等を行う。

エ 事案発生時の対応等についての緊急対応マニュアルを作成し、指導者等への周知を行う。

(10) 障害のある生徒の活動機会の確保

地域クラブ活動は、障害の有無にかかわらず、参加を希望する全ての生徒を対象とする。市教育委員会及び実施主体は、次に掲げるところにより、障害の有無や活動への習熟度にかかわらず、全ての生徒が自らの希望に応じて主体的に選択・参画できる環境を構築するものとする。

ア 市教育委員会は、スポーツ庁が作成した障害のある方へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等の活用やパラスポーツ指導者資格の取得促進等により、障害の特性に応じた適切な配慮や工夫ができる指導体制を整える。

イ 実施主体は、中学校と密接に連携し、生徒の障害に係る留意事項等を適切に共有するとともに、クラブの情報を分かりやすく生徒・保護者へ提供する。

ウ 市の福祉担当部署、社会福祉協議会等の参画を促し、専門的な支援体制を構築する。

(11) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

本市において普段体験することが出来ないスポーツ・文化芸術活動の体験機会を生徒のニーズを踏まえ提供する。

多様な活動に触れる中で、生涯にわたって夢中になれるスポーツ・文化芸術活動を生徒自らが見出せるような機会を創出する。

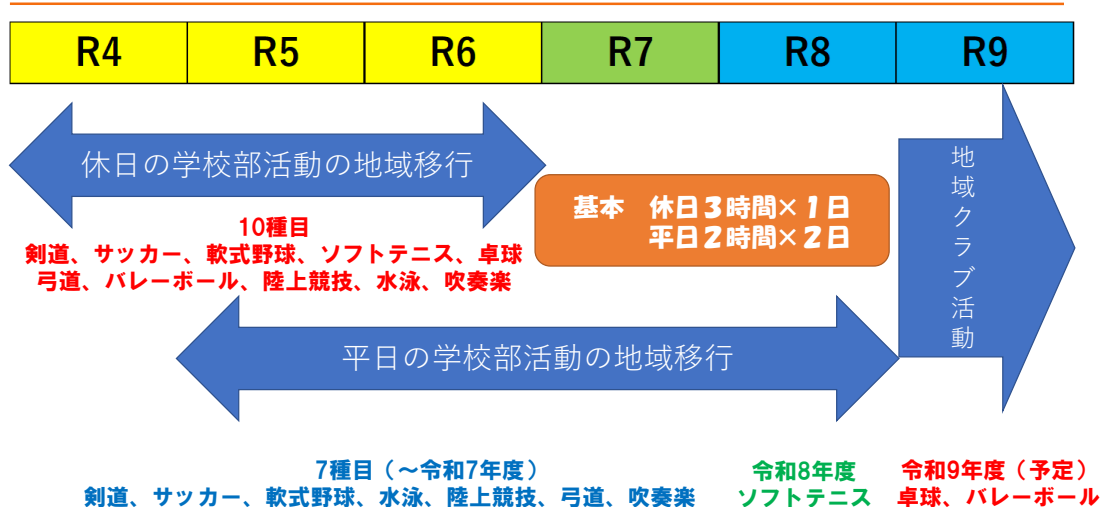
未体験のものへのチャレンジを自己選択する機会を創出し、一步踏み出す力を養成する。

(12) 兼職兼業

市教育委員会は、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域クラブ活動での指導を希望する学校教職員等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう制度の運用に努める。その際、本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、学校教職員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないように校長に事前確認等をした上で検討し、許可する。また、その他詳細については別に定める。

(13) スケジュール

地域展開に向けたロードマップ



平日の学校部活動については、地域クラブの活動体制が整備できた種目から地域展開が実現している。なお、平日の活動が学校部活動として継続している種目については、令和8年度よりソフトテニス地域展開となり、令和9年度当初から卓球、バレーボールの地域展開を目指す。

休日（土曜日）については市内中学校からスクールバスを活用した地域ク

ラブ活動及び中体連等の大会への移動支援を継続し、平日については放課後の活動や、地域指導者による夜間活動、スポーツ少年団との連携等により、活動機会の更なる充実を図る。

(14) 相談体制

指導者によるハラスメント等に対する市の相談窓口は、美祢市教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課とする。

なお、日本スポーツ協会がスポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため設置している「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」や各競技団体の相談窓口について、保護者等へ情報提供を行う。